

国民年金

奥さん

あなたは大丈夫？

第三号被保険者の届け出

国民年金では、サラリーマンの夫に扶養されている奥さんのことを「第三号被保険者」といいます。

第三号被保険者は、個人で年金を納めなくても、将来、自分の年金を受けられますがそのためには、「第三号被保険者の届け出」をしなければなりません。

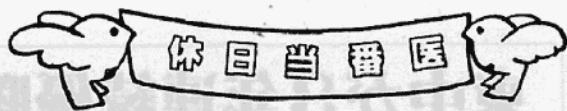
つまり、「第三号被保険者の届け出」をすること、保険料を納めることは同じことなのです。

この「届け出」には時効があり、夫に扶養されたときから二年を過ぎてしまった期間には、保険料を納めなかった期間とみなされ、その後「届け出」をしても、遅れた分だけ

将来の年金額が低くなってしまう。

「第三号被保険者の届け出」をするだけで年金が受けられるこの「届け出」をしたからといって、夫の保険料が増えることもないので、まだ「届け出」のすんでいない人は至急、市役所市民課または支所・出張所で手続きをしてください。（届け出には印鑑をお持ちください。）

詳しくは、市民課国民年金係（☎五四―一一―内線一二五）へお問い合わせください。



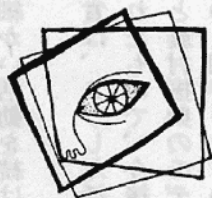
月日	医療機関名	所在地	電話
12月4日	古河記念病院	安良沢	53-2215
12月11日	日光医院	石屋町	54-0319
12月18日	藤原病院	中鉢石	54-1035
12月25日	高野内科	和泉	53-5311
12月29日	河合耳鼻咽喉科	石屋町	54-3002
12月30日	岡医院	下鉢石	54-0218
12月31日	藤原病院	中鉢石	54-1035
1月1日	森島小児科	花石町	54-0491
1月2日	小西医院	安川町	54-0924
1月3日	古河記念病院	安良沢	53-2215

お知らせのページ

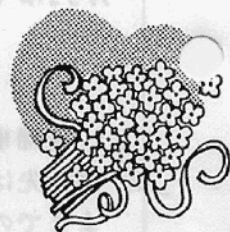
霧降地区・野口の一部が監視区域になりました

適正で合理的な土地利用を図るため、国土利用計画法によつて一定規模以上の土地取引については、契約の六週間前までに日光市を經由して栃木県に届け出、その土地利用計画や取引価格の審査を受けることが義務づけられています。

県では、地価の高騰を抑制する対策の一つとして、十一月一日から日光市についても監視区域制度を創設しました。区域は、所野の一部（霧降地区）野口の一部です。これらの区域内では、二平方メートル以上の面積の土地取引については届け出が必要となります。



「リラの会」入会をお待ちしています



農業後継者の結婚推進を図るため、(財)栃木県農業振興公社では「リラの会」への入会の申し込みを受け付けています。

リラの会は、県の農村の将来を担う幸せなカップルの誕生を祈って、お似合いの方を紹介するシステムです。入会できる方は、農業後継者（農業後継者も含みます）及び、これらの方々と結婚を希望する女性です。詳しいことは、広域結婚相談員（雑賀重行氏 ☎六三―三一五―）農業後継者結婚相談員（各地区農業委員）農業委員会事務局（☎五四―一一―内線二五二）にお問い合わせください。（他の地域は従来どおりです。）

詳しくは、企画財政課（☎五四―一一―内線二三五）か、県資源対策課（☎〇二八六―二三―二五六六）へお問い合わせください。